

『中国と日本における『学蔀通弁(辨・辯)』の伝播と思想的意義』 中国社会科学院哲学研究所助教授 龔 穎

皆さん、こんにちは。ご紹介をいただきました龔穎です。今日はここでご報告できることを光栄に思っております。声をかけてくださった桂島先生をはじめとする立命館大学の先生方に感謝を申し上げます。この機会を通して、皆さんからご教示をいただければ一番うれしいことだと思います。

まず、今日の発表のタイトルから説明させていただきます。『学蔀通弁』の読み方は「がくほうつうべん」となっています。著者は明代の儒者陳建（一四九七—一五六七）年）です。『学蔀通弁』は明の嘉靖二七年（一五四八年）の完成だと思われます。

『学蔀通弁』の「弁」は普通、「お弁当」の「弁」と表記されますが、タイトルの「弁」の後に括弧をつけて「辨」と「辯」を入れています。現代日本語の中では「辨」も「辯」も「弁」になっていて、両者の区別がなくなっていますけれども、本来は二つの字でした。「辨」と「辯」のどちらの字を使うかは、その意味上の区別というよりは、書誌学的な調査を行う時の一つの手掛かりになります。たとえば、お手元にある資料の一枚目をご覧ください。北京大学所蔵の明刊本『学蔀通弁』の影印版です。ここでは、縦書きで「学蔀通辨後編叙」となっています。「辨」のところを○で囲みましたが、分けるという意味の「辨」です。この資料の左側にあるのは朝鮮刊本『学蔀通弁』の一ページですが、こちらも同じように「辨」となっています。ところで、京都大学谷村文庫所蔵の安政四年に出された官版『学蔀通弁』は『学蔀通辯』となっていて、「辯論」の「辯」を使っています。この官版『学蔀通弁』は清の康熙一七七年に刊行された「啓後堂」版『学蔀通弁』の翻刻ですので、「啓後堂」版のそれも「辯論」の「辯」です。現在、比較的簡単に見ることのできる『学蔀通弁』のいくつかの刊本の中では、北京大学所蔵の明刊本と言われるもの、朝鮮刊本、日本の内閣文庫所蔵のもう一つの「明刊本」、この三つは表紙に書かれた題目（外題）から本文まで、「辨」の字しか出ていません。全部で一九〇箇所以上の「辨」があるのに対して「辯」の字は一回も出ていません。日本寛文三年、儒者安東省庵が上洛した時に明の万曆三三年版『学蔀通弁』を翻刻しましたが、これは今中文出版社から影印版で出されています。この刊本には外題が「辯」となっていて、本文には「辯」と「辨」が混在しています。

さて、以下の検討や紹介は『学蔀通弁』の「弁」の字と直接関係しない部分もありますが、近世儒学史においては著名な存在であるにも関わらず、この書名のことを含めて本書にはまだかなりの不明点が残っていることが予想されます。ここでは、中国と日本における『学蔀通弁』の伝播と思想的意義という点に絞っていろいろと述べていきたいと思っております。

一. 陳建及びその『学蓀通弁』の内容

1. 陳建について

日本では、特に近世儒学の世界では、『学蓀通弁』は著名な存在です。しかし、この本が誕生した中国においてはそれほど有名ではなく、むしろある意味で未だ謎に包まれた部分の多い本です。ですから、ここではまず著者である陳建について説明いたします。説明を簡単にするために、書名の『学蓀通弁』は全部「弁」に統一して用います。

陳建という人物ですが、彼の字は廷肇といい、号は清瀾といいます。広東東莞の出身です。一四九七年に生まれて、一五六七年に亡くなりました。一五二八年から一五四四年までの間、陳建は福建や江西などで地方官僚を歴任していましたが、一五四四年、母親の看病を理由に故郷に帰りました。間もなく母親は亡くなってしまおうのですが、それでも陳建は再び出仕せずに、そのまま郷里の東莞で生涯を終えました。

陳建が書き残したものの中には、歴史関係のものが一番多く、その他には思想関係、そして政策論などがあります。

陳建という人物は、明末の激烈な陸王批判、朱子学擁護論者として中国では当時も現在も名が知られていますが、近世日本の儒学史においては、陳建及びその著書である『学蓀通弁』がもっとも有名です。それにもかかわらず、歴史書を調べてみますと、陳建に関する記録は意外と少ないことがわかります。まず、『明史』ですが、その中には陳建の伝記はありません。ただ「陳建著『学蓀通弁』」という形で『明史』の「芸文志」に現れまして、陳建が『学蓀通弁』の著者であると記録されているだけです。続いて『明儒学案』はどうでしょうか。明代の儒者でありますので、『明儒学案』にその名前や生涯が載っている可能性が大きいと最初思っていました。調べてみたら陳建の名はありませんでした。

陳建の生涯について比較的詳しく書かれているのは、民国初年の陳伯陶という人が書いた『東莞県志』です。『東莞県志』「人物誌」に「陳建」の条がありますが、ここでも『学蓀通弁』の内容紹介が大半の叙述を占めていて、陳建の政治的・学問的営み、特に彼が四八歳に帰郷して死ぬまでの二三年間のことに関する記録はほとんどありません。それにしても、陳建の伝記的資料の中でこの『東莞県志』の内容を超えるものは未だにありません。

なぜ陳建の名前は『明史』や『明儒学案』などの歴史書に残らなかったのでしょうか。前述した『東莞県志』の編纂者陳伯陶は次のように述べています。

『史』既無清瀾伝、而二百余年来亦無以其學術奏聞於朝者、則『皇明通紀』一書累之也。『通紀』列禁書之首、当時功令禁嚴、故嘉慶初修邑志時不敢道清瀾一字。（陳伯陶編『東莞県志』卷五十八「人物誌」）

この資料の意味を説明します。『明史』には陳建の「伝」はありませんし、この二百余年以来、陳建の弟子または彼の学問や思想を称揚することによって出世できた人

もいませんでした。これは陳建が書いた『皇明通紀』という本に原因があります。当時、この『皇明通紀』が禁書のトップになっており、厳しい禁書令の中で、嘉慶初年に県誌などの地方史が編纂される際、県誌の編集者たちは陳建（清瀾）に関しては一字でさえ触れていなかった、ということです。この説は本当なのかどうかについては今後検討を加える必要があります。

続いて、『明儒学案』に陳建の名前が出ないのはなぜでしょうか。陳伯陶は、『明儒学案』を編纂した黄宗羲が陽明学派の人であって、陳建のような朱子学派の人物を取り上げなかったのは当然だと述べています。本来、これは単なる一つの説であるにすぎないのですが、その後の研究者、例えば『明代思想史』を書いた容肇祖などはこの説をそのまま継承して、現在、この説が通説となって各種の明代思想史関係のテキストや通史的書物に登場しています。

ところで、陳建の生涯に関してはもう一つの問題があります。それは彼の弟子とか後継者の問題です。今まで入手してきた資料から見る限り、この点に関する記録はとても少ないのです。陳伯陶『東莞県志』の中で、陳建の思想を賛同・称揚した人物として瞿九思（慕川）という人がいるのですが、この人は陳建のお墓まいりに行ったり、陳建を記念する文章を書いたりしたことがありますが、両者の学問的交流やその他のつながりなどに関しては、これ以上のことは不明です。他に、陳建との関連で劉鴻漸（紹嘉）と劉の弟子である陳国是（伯衡）、方遂千、阮一道という人物の名前もありますが、詳しいことは分かりません。劉鴻漸という人物は陳建の学問的営みを解明する上で最も重要な人物だと推測されますが、劉鴻漸についての研究はまだ行われていません。

2. 『学蔀通弁』の内容・概要

一語で言えば、『学蔀通弁』は朱子学の立場に立った陸王学批判の書です。本書がとった論法は、朱子と陸象山の思想の異同を明らかにすることを通して「朱子の是、陸子の非（禪）」を明らかにする方法です。

本書は前編、後編、続編、終編という四編からなりますが、陳建の「自序」によりますと、その具体的な内容は、「前編明朱陸早同晚異之実、後編明象山陽儒陰積之実、続編明仏学近似惑人之実、而以聖賢正学不可妄議之実終焉」ということです。

二. 中国における『学蔀通弁』の伝播

1. 初版の時期について

『学蔀通弁』が初めて刊行された、いわゆるその「初版」ができたのはいつでしょうか。今までの通説では、陳建の存命中にこの書は刊行できず、万曆三三年（一六〇五年）の刊行が初めての公刊であるとされています。中国と日本の明代思想史関係の研究書には全部このように記述しています。（例えば、侯外盧など著『宋明理学史』

(人民出版社、一九八七年)、荒木見悟論文「『学蓀通弁』の解説」(中文出版社、一九七二年)、吉田公平著『陸象山と王陽明』(一九九〇年)などがある(一筆者注)この「通説」は、陳伯陶が『東莞県志』の中で「自是(万曆三三年の顧憲成による序文付の刊行を指す一筆者注)始行於世」と述べたことを踏まえた結論でしょう。

さて、実際はどうでしょうか。『学蓀通弁』は本当に万曆三三年(一六〇五年)まで中国で全く刊行されなかったのでしょうか。そうではありません。それ以前、印刷部数は少ないかもしれませんが、この本はすでに世の中で流布していたのです。

このことを裏付ける証拠や証言があります。それは朝鮮刊本の存在と万曆三三年(一六〇五年)刊本の顧憲成「序文」や呉礼庭(中立)「跋文」です。まず、『李朝実録』に拠りますと、朝鮮刊本『学蓀通弁』は一五七三年、朝廷の命令による公刊でした。この公刊によって、中国で「始行於世」と言われる一六〇五年の前年の一六〇四年に、日本の朱子学者林羅山(一五八三年—一六五七年)はすでにこの朝鮮刊本を利用して『学蓀通弁』の内容を知っていました。ですから、一五七三年に刊行された朝鮮刊本『学蓀通弁』の底本となったものが存在していたはずですが、一六〇五年に刊行された『学蓀通弁』の顧憲成の序文と呉礼庭の跋文に拠りますと、この本の版行にかかわろうとした人と実際にかかわった人々は朱密所、朱崇沐、汪斗侖、顧憲成、馮慕岡、黄吉士、呉礼庭などの七人まで数えられます。これら七人に加えて、更にこの本を愛蔵した黄吉士の父黄蛟嶺、『学蓀通弁』を捜し求めても入手できなかった汪斗侖の父、陳建から学問の伝授があったと言われる馮慕岡の父馮崑岡などがいました。これらの人物はきっと初版の『学蓀通弁』に接していたと考えられます。ただし、朝鮮刊本と万曆三三年に刊行された『学蓀通弁』の底本となったものは、きっと印刷部数も少なく流通範囲も非常に限られた種類の刊本であったと思われる。

この最初にできた刊本『学蓀通弁』は一体いつできて、またどのようなものだったのでしょうか。

『四庫全書存目叢書』(齊魯書社、一九九五年)「子部」の巻一一に影印版で収録されている『学蓀通弁』には「北京大学蔵明嘉靖二十七年刻本」という説明が付いています。この「嘉靖二十七年(一五四八年)」は、『学蓀通弁』についての陳建の「学蓀通弁総序」の最後に「嘉靖戊申孟夏初吉」と記されていることによると思われる。

普通、序文の年代は本の完成年代としてかなり信用できますが、その年に刊行されたとは限りません。前述したように、今までの「通説」としては、この本は一五四八年に「行於世」ことが出来なかった、と言われていています。ですから、判断を更に慎重にしたいと思います。

この「北京大学蔵明嘉靖二十七年刻本」を書誌学的な特徴から見ますと、字体自身はとても整った端正な字ですが、あまり生き生きとした字ではありません。また、板心の一番下の所に「夏」などの字が書かれていまして、これは刻工名の略称です。

「何」、「夏」、「方」、「兪」、「周」、「文」、「陳」など全部で七人か八人ほどの刻工名が見られます。彫り師の名前が付いている、これも時期的に嘉靖から万暦初年にかけての明刊本の特徴の一つです。

ところで、『四庫全書提要』の中で『学蓀通弁』について「内府蔵本」だと記し、『提要』本文の中で「前有嘉靖戊申自序」と書かれていますが、他の序や跋文が付いているか否かに関しては言及していません。『四庫全書提要』の編著者が見ていた『学蓀通弁』は一体どのようなもののでしょうか。どうも康熙一七年版ではないようです。

また、日本の内閣文庫にはもう一つ違う『学蓀通弁』刊本が存在します。内閣文庫の蔵書目録にはこの刊本が「明刊本」だと明記していますが、しかし、その刊行年代を確定するにはやはり十分な根拠はありません。この内閣文庫所蔵の「明刊本」には陳建の自序以外の序や跋は何も付いていません。ただし、この刊本には万暦中期から明末までの年代の特徴があります。つまり、刻工名が既に無くなり、字体は四角くて、横線が細くて縦線が太いという特徴があります。

さて、いろいろと紹介してきましたが、ここで言いたいのは次のことです。つまり、中国では初版がいつなのかというような基本的なデータすら判明できていない、こういうような一冊の本が、近世日本の儒学の世界ではかなり有名な存在となっていた、このことが書物の伝播史や文化交流史上の面白い現象だと思っております。

2. 後世における『学蓀通弁』の刊行

まず、単行本としては、「万暦版」と「啓後堂版」があります。前者は明の万暦三年（一六〇五年）に刊行された二冊本です。これに顧憲成の序文と呉礼庭（中立）の跋文が付いています。後者は清の康熙一七年（一六七八年）に刊行された四冊本です。これに顧天挺（蒼岩）の「重刻学蓀通辯叙」と顧憲成の序文が付いていて、前述した呉礼庭の跋文がなくなっています。この清の康熙一七年刊本は康熙五〇年（一七一一年）に一度再刊行されました。

また、清の阮元（伯元、一七六四—一八四九年）が彼の『擘經室集続集』「学蓀通辨序」の中で「道光八年（一八二八年）春、粵中学人寄学蓀通辨来滇請序」と書いていますが、広東の知識人たちは著名な学者である阮元に序文を頼んで『学蓀通弁』の刊行を企画していたようです。同治五年（一八六六年）に、張伯行によって「正誼堂叢書」に収められ、改めて校正刊行されました。

三. 日本における『学蓀通弁』の伝播

1. 朝鮮版本（一五七三年刊行）の伝来

朝鮮で刊行された『学蓀通弁』の全部を調べてはいませんが、ここでは一五七三年に刊行されたものだけに注目してみます。これが朝鮮での初版だと思います。『学蓀通弁』の初刊行に関する記録の一部は『李朝実録』の中にあります。この一五七三年

に出版された朝鮮版『学蔀通弁』が日本に渡ってきて、慶長九年（一六〇四年）の林羅山の「既読書目」にその名が見えます。その後、林羅山と藤原惺窩（一五六一—一六一九年）との間でこの本をめぐる議論とか、本を借りたり貸したりする交渉がありました。その関係の記録は両者の文集などに載っています。

次に紹介したいのは寛永元年（一六二四年）の記録です。『禁中御借戻書目』に『学蔀通弁』の書名があります。寛永元年三月、尾張藩は「禁中」からの要望により三二冊の本を貸し出しました。そして九月になって本が戻ってきました。『禁中御借戻書目』はその時の書目記録です。この三二冊の借用書の中に『学蔀通弁』がありまして、書名の下に「鮮」、「二」と記され、つまり二冊本の朝鮮版のものという意味です。朝廷の人々はなぜ『学蔀通弁』を借用したのか、その目的はまだ分かりませんが、本書の日本での広がりが見えてきます。

この寛永元年は既に中国の明万曆三三年版『学蔀通弁』が刊行されて二〇年近く経っている時点でしたが、日本では朝鮮版本が依然として活用されていました。

2. 安東省庵による翻刻

寛文三年（一六六三年）に、日本では初めて『学蔀通弁』の刊行が行われました。儒者安東省庵（一六二二—一七〇一年）がこの書に「国字傍訓」や跋文をつけて、この和刻本の刊行を助めました。現在よく使われている、一九七七年に中文出版社によって出された影印版『学蔀通弁』はこの寛文三年版を底本にしたものです。本の書題は『学蔀通辯』となっていて、つまり「辯」の字を使っています。

明の万曆三三年版『学蔀通弁』のかつての存在が証明できますけれども、現在それを見ることは困難です。この寛文三年版が万曆三三年版『学蔀通弁』の姿を忠実に伝えているだろうと考えていますので、この意味においても寛文三年の安東省庵による翻刻が重要な意味を持っています。例えば、前述しましたように、康熙一七年刊本には呉礼庭（中立）の跋文がなくなっていますので、本書の伝播過程に関する重要な情報の一部もこの削除によって失われてしまうところでした。

3. その後の刊行状況

寛文三年以後の日本での刊行状況に関しては、完全な統計結果を出すのはまだ難しいのですが、ここでは『江戸時代書林出版書籍目録集成』の中に現れた『学蔀通弁』関係の出版記録だけ紹介します。寛文一〇年（一六七〇年）から正徳五年（一七一五年）までの間に、『学蔀通弁』の書名で印刷されたものは少なくとも一〇度ありました。この他に、享保一四年（一七二九年）に『学蔀通弁注』というような関係書物まで出された記録があります。安政四年（一八五七年）になりますと、更に官版『学蔀通弁』が刊行されるようになりました。

前述したように、中国では康熙一七年（一六七八年）の刊本から一八六六年の「正

誼堂叢書」本までの二〇〇年近い間は刊行の記録がわりと少なかったのに対して、この間の日本での『学蔀通弁』関係の刊行が数多くありました。

参考までに紹介しますが、向井富編『商舶載来書目』の中には「明和二年（一七六五年）『学蔀通弁』一部一套」という記録があります。大庭修氏『江戸時代における唐船持渡書の研究』の中では『学蔀通弁』の書名はこの一回しか出ていません。要するに、日本国内ではたくさん印刷されまして、読者のニーズに十分にこたえたので、中国からの輸入が要らなかったようです。

さて、安政四年に日本で官版『学蔀通弁』が出された際、清の康熙一七年刊啓後堂版がその底本となっていました。朝鮮版のものが校勘用の参考書として活躍していました。この啓後堂版のものは顧天挺が改めて校正を加えたと言われながら、間違いや脱字がかなりあります。安政四年の官版はこれに一々校勘の説明を付けていました。その中で「朝鮮本佑作精」などと記されている箇所は朝鮮刊本による校正でした。

四. 『学蔀通弁』の伝播の中国と日本における思想史的意義

おわりに、『学蔀通弁』の伝播の中国における思想史的意義についていくつか述べます。

まず一つ、宋以後の思想史が論じられる時は、論者がよく朱子学派か陸王学派かと二分してから考察していく傾向が強くなります。『学蔀通弁』は明らかに朱子学の立場に立った陸王学批判の書です。しかし、この本の刊行に関わった人々を見てみますと、必ずしも全員が朱子学者とは限りません。例えば、当時の著名な知識人顧憲成の「刻学蔀通弁序」は万暦三三年版の刊行と伝播に重要な役割を果たしました。顧憲成に本書刊行用の序文を依頼した人は馮慕崗（応京）でした。この馮慕崗は「江右王門」の鄒元標（南阜、一五五一一一六二四年）の門下でした。

二つ、今の話と関連しますが、陳建の『学蔀通弁』が流行らなかった原因は、陸王学と朱子学との学術上の争いにあると今まで言われてきましたが、私はもっと複雑な政治的原因があるのではないかと考えたいのです。前述した陳伯陶も触れていたように、陳建の著書の中に、明代当時から既に禁書となっていた『皇明通紀』などがありまして、それらの禁書との関係で『学蔀通弁』の伝播が困難だった可能性が十分考えられます（例えば『清史稿』「朝鮮伝」に、「（乾隆）三十六年八月、吟（朝鮮国王）奏朱璘明記輯略、陳建之皇明通紀載其先世之事、因訛襲謬、誣妄含怨、請並行刊去。礼臣議、……其陳建通紀、京城書肆亦無售者。若二書彼国或有流伝、应令自行查禁焚銷。」という記録がある。このように一冊の本が禁書となれば、中国全土からその姿は消えるだけではなく、取り締まりは朝鮮国まで及んでいる。もう一つの例、乾隆四一年（一七七六年）に陳建著『治安要義』と『学蔀通弁』が両広総督李侍堯によって奏繳され、禁毀書となった。その際「俱陳建家起板」という説明が付された。この二件の禁毀行動は学術上の理由によるものだと考えにくい。（雷夢辰編著『清代各省

禁書彙考』、一九八九年、北京図書館出版社) 一筆者注)。

次に、『学蔀通弁』の伝播の日本における思想史的意義についてです。

一つ、朝鮮儒学が近世日本の儒学に大きな影響を及ぼしたとよく言われますが、朝鮮版『学蔀通弁』の伝来と活用はその有力な一証拠となります。思想史の領域における朝鮮半島の特殊な媒介者としての地位とその役割がもっと具体的なレベルで認識されていく必要があるでしょう。

二つ、日本において、『学蔀通弁』は朱陸論の文献よりは、むしろ儒佛論争の実用書として伝播され長い間活用されてきました。慶長九年からの林羅山と藤原惺窩との議論から安政四年の官版刊行まで、この本は江戸時代を通じて需要されてきました。これは江戸時代における儒仏闘争の長期性を物語っていると思います。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会 続きまして、韓国の東明情報大学校の成先生に報告をしていただきたいと思えます。成先生も龔先生と同じように、韓国では現代の日本思想史あるいは朝鮮の朱子学も含めて、そのご研究では第一線で活躍なさってしまして、日本でも貝原益軒に関わるものとか、『季刊日本思想史』などにも論文を発表されています。本日はその辺のところでも少し朝鮮と日本の、特に林羅山などを中心にお話しただけということを楽しみにしております。よろしくお願ひします。